

郵便物受取ポスト 利用規約

本規約は、株式会社バーチャルオフィス1（以下「運営者」という）の利用規約第15条に定める郵便物受取ポストについての具体的な運用等を定めたものであり、入会を希望する者が運営者への会員資格の申込を行った時点で本規約やその他条項に同意したものとする。

第1条 （目的）

本規約は、運営者が提供するバーチャルオフィスサービスのうち、郵便物受取ポストに関して明確にすることを目的とする。

第2条 （定義）

1. 本規約において、使用する用語の定義は、バーチャルオフィス1の利用規約に定める通りとする。
2. 郵便物受取ポストとは、運営者が各店舗に設置する鍵付きのポストであり、会員が郵便物等を直接受け取れるようにすることを目的とする。

第3条 （本規約の優先適用及び優先効力）

1. 郵便物受取ポストに関する事項は、本規約がバーチャルオフィス1の利用規約に優先するものとする。
2. 本規約は、運営者と会員の間で利用契約前に交わされた全ての書面、口頭による合意または了解事項に優先するものとする。

第4条 （サービスの提供）

1. 運営者は、審査を経て入会した会員のうち、郵便物受取専用ポスト設置のオプションの申込を行った会員に対し、郵便物受取ポストのサービスを提供する。
2. 郵便物受取ポストの設置場所は運営者が決定するものとし、設置後は運営者の定める方法によって会員に通知するものとする。

第5条 （郵便物受取ポストの保管）

1. 郵便物受取ポストに保管するものは運営者が受け取った会員宛の郵便物等とし、それ以外のものの保管は一切禁止する。
2. 受け取った郵便物等が多く、私書箱内に保管し切れない場合、保管できない郵便物等を事務所内で保管するものとする。
3. 前項で事務所内に保管した郵便物等の会員への受渡しは、「郵便物等の取扱に関する利用規約」第9条の定める通りとする。

第6条 （郵便物等の転送）

1. 郵便物受取ポスト利用者への郵便転送は原則として実施しない。
2. 郵便転送を希望する会員は、転送日前日までに運営者が定める方法によって連絡する。
3. 運営者は前項の連絡を受けた会員の郵便物等は転送するものとし、郵便転送のルール等は「郵便物等の取扱に関する利用規約」に準ずるものとする。

第7条 （郵便物受取ポスト利用の停止）

1. 運営者は、受け取った会員宛の郵便物等以外のものが郵便物受取ポスト内に保管されていた場合、会員に通知することなく処分できるものとする。
2. 運営者が悪質だと判断した場合、郵便物受取ポストの利用を停止することができる。
3. 前項の理由で郵便物受取ポスト利用規約の利用が停止された場合、会員への返金等は一切行わない。

その他、郵便物受取ポストに関するルール

【渋谷店】原則、営業日の 24 時間お受け取りが可能です。

【広島店】原則、営業日の 7 時 00 分から 21 時 00 分でお受け取りが可能です。

【神保町店】原則、営業日の 8 時 00 分から 21 時 00 分でお受け取りが可能です。

附則この利用規約は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

【令和 4 年 4 月 1 日制定】

【令和 7 年 6 月 1 日改定】